

令和8年 第4回

武蔵野市教育委員会定例会

令和8年4月8日

於 武蔵野市役所4階教育委員会室

武蔵野市教育委員会

令和8年第4回武蔵野市教育委員会定例会

○令和8年4月8日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	吉 原 健	教育長職務代理者	岩 崎 久美子
委 員	森 田 亮	委 員	岸 本 葉 子
委 員	嶋 田 晶 子		

○事務局出席者

教 育 部 長	真 柳 雄 飛	教育企画課長	月 原 一 浩
教育企画課 学校施設担当課長	田中丸 善 史	教育企画課 学校施設計画担当課長	村 越 祐 介
指 導 課 長	杉 谷 努	統括指導主事	清 水 里 恵
教育支援課長	祐 成 将 晴	教育支援課 教育相談支援担当課長	志 賀 直 樹
生涯学習 スポーツ課長	大 杉 光 生	生涯学習 スポーツ推進担当課長	茂 木 孝 雄
生涯学習 歴史文化財担当課長	吉 田 秀 生	図 書 館 長	森 本 章 稔

○日 程

1. 開 会
2. 事務局報告
3. 議 案 第8号 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令
第9号 武蔵野市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
第10号 武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示

第11号 武蔵野市立小学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

4. 協議事項

- (1) 令和8年度教育委員会各課の主要事業について

5. 報告事項

- (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について
- (2) 令和8年度武蔵野市立学校教職員の人事異動に係る専決処分について
- (3) 武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分について
- (4) 武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分について
- (5) 武蔵野市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分について
- (6) 武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に係る専決処分について
- (7) 武蔵野市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定について
- (8) 生涯学習事業費補助金交付要綱の全部改正について
- (9) 学びおくりあい補助金交付要綱の制定について
- (10) 武蔵野市社会教育関係団体借上バス補助金交付要綱の一部改正について
- (11) 武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付要綱の一部改正について
- (12) 一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付要綱の一部改正について
- (13) 武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針の一部改訂について
- (14) 「武蔵野市社会教育委員の会議 協議報告書（令和6～7年度）」について
- (15) 武蔵野地域自由大学称号記授与式について
- (16) 武蔵野市立図書館人材育成計画の改定について

6. その他

◎開会の辞

○吉原教育長 それでは、ただいまから令和8年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、岸本委員、岩崎委員、私、吉原、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

冒頭、ご報告がございます。去る3月27日に開催されました令和8年第1回市議会定例会におきまして、清水委員の後任の教育委員として嶋田委員が任命の同意を得て、4月1日付で就任いたしました。つきましては、ここで嶋田委員よりご挨拶をいただきたいと存じます。

○嶋田委員 皆様、こんにちは。この4月1日付で教育委員を拝命いたしました、嶋田晶子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

桜野小学校で6年間、第五小学校で4年間、武蔵野市の学校の校長を務めさせていただき、本当に教育委員会、教育委員の皆様にはたくさん応援いただいたこと、今でも決して忘れません。今日、このように武蔵野市に戻ってくることができて、少しでも校長の経験、そして経験というよりもやはりこれからまた積み上げて、今、武蔵野市の教育に何が課題であり何をやっていかななくてはいけないのか、教育委員としてできること、研さんを積み考えていきたいと思っております。頑張っていきます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉原教育長 ありがとうございます。

続きまして、教育長職務代理者として、前回、3月の定例会での協議を踏まえ、岩崎委員を指名し、4月1日から就任していただいております。

つきましては、ここで岩崎委員よりご挨拶をいただきたいと存じます。

○岩崎教育長職務代理者 4月1日付で教育長職務代理を拝命しました岩崎です。

武蔵野市は民主主義的な慣習があり、職務代理を委員の順番でつとめております。私も委員の中で一番古くなり、経験を積んだということなのかもしれませんが、前任者の清水先生が学識も経験も豊かであったのに対し、私は現場のことも十分存じ上げないところもありますので、教育長の教えを請いながら、できるだけ誠実に努めさせていただきたく思います。

どうかご支援のほどよろしく願いいたします。

○吉原教育長 岩崎委員、ありがとうございました。

◎事務局報告

○吉原教育長 それでは、これより議事に入ります。

まず、事務局報告に入ります。教育部長から報告いたします。

○真柳教育部長 それでは、前回教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について、報告いたします。

市議会文教委員会が3月6日に開催されました。教育委員会関連では、2件の議案と4件の行政報告がありましたので、報告します。

1件目の議案は、武蔵野市立学校設置条例の一部を改正する条例で、原案のとおり可決されました。これは、井の頭小学校が建て替えに伴い第一中学校の敷地に移転することに伴う条例改正で、主な質疑として、通学の安全対策に関するお尋ねには、一小の通学路と井の頭小の通学路が重ならないように工夫して設定されること、また、ポイントとなる箇所に保護者や地域の方から見守りを配置することが検討されていることをお答えしました。

2件目の議案は、第五小学校改築工事請負契約で、電気設備工事請負契約、機械設備工事請負契約と一括で審議され、原案のとおり可決されました。主な質疑として、入札不調にならないよう行った対策に関するお尋ねには、建築工事は前回の入札時の金額が分かっていたことからある程度価格が想定できたこと、さらに、最新の情報も加味して10%程度の上昇を見込んで再入札の設計をしたことをお答えしました。

行政報告は4件であり、1件目は第2期武蔵野市学校施設整備基本計画中間まとめについて報告しました。主な質疑として、パブリックコメントはどの程度反映されるのかとのお尋ねには、現時点では中間まとめの段階であり、説明会やパブリックコメントで

出された意見も一つとして受け止め、審議会としての判断がなされていくものと考えているとお答えしました。また、適正規模を下回る場合に検討するとされている地域の実情とは何かとお尋ねには、例えば、学校の敷地面積、学区域、地域コミュニティとの関係など、再編は適正規模を軸としながら総合的に考えていくものであるとお答えしました。

2件目は、武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策改訂版について報告しました。主な質疑として、SNS上のトラブルへの対応に関するお尋ねには、デジタルシティズンシップとして子どもたち自身にインターネットとの適切な関わり方をしっかり考えてもらうことを前提として進めていることをお答えしました。いじめを早期発見するための取組に関するお尋ねには、児童生徒を対象とした年3回のアンケート実施に加え、担任だけにとどめずに学校内の関係教員で把握してチームとして対応する形にしているとお答えしました。

3件目は、学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会検証アンケートの結果について報告しました。主な質疑として、委員の負担に関するお尋ねには、会長等への負担軽減のためファシリテーターの育成を進めること、また、委員の任期を最長6年として多様な人材を確保していくことをお答えしました。また、協議会によって学校はどう変わったかとお尋ねには、委員の提案で社会人の職業体験を聞く授業が少人数でやり取りする形になった事例や、教員が地域の方と連動した教育活動をしたと思ったときに委員に相談できる時間がつくられた事例があったことをお答えしました。

4件目は、武蔵野市立第五中学校チャレンジクラスの開設について報告しました。主な質疑として、チャレンジクラスの特徴に関するお尋ねには、登校時間の柔軟な設定ができること、本人の意欲に応じて通常の学級や授業や行事、部活動への参加も可能であることをお答えしました。次に、入級の審査基準に関するお尋ねには、欠席状況、不登校の理由、家庭との連携など学籍校からの情報を基本に審査するが、最も重要なことは本人と保護者の同意があり本人に登校や学習への意欲があることがポイントになるとお答えしました。

次に、3月13日から予算特別委員会が開かれ、3月24日に教育費の審査が行われましたので代表的な質疑をご紹介します。

まず、第2期学校施設整備基本計画策定の予算に関するお尋ねには、審議会の委員報酬、計画策定、冊子の委託費を計上していることをお答えしました。次に、マイボトル

冷水機の設置に関するお尋ねには、令和8年度は要望のあった小学校5校、中学校3校に試行的に設置し、ニーズや運用方法を検証して今後の展開を考えていきたいとお答えしました。次に、副校長補佐の配置基準と募集に関するお尋ねには、東京都から示された基準を基に、大野田小、境南小、桜野小の3校に配置すること、指導課で公募しており、該当校からも推薦を受け付け、最終的には校長による面談により決定することをお答えしました。

次に、市営プールの建て替え計画について、屋外プールや50メートルプールを望む声もあるがどう対応していくかとお尋ねには、パブリックコメントやアンケートで市民の声を把握しているが、誰でも使えるバリアフリーなプールを造ってほしいという声もあり、引き続き多くの方に建て替え計画を周知していきたいとお答えしました。

次に、図書館司書の役割に関するお尋ねには、資料を深く調べるなどレファレンスにはスキルが必要であり、年月をかけてスキルを磨いていること、また、人材育成においても大切と考えていることをお答えしました。

議会に関しては以上でございます。

次に、教育委員会に関することです。

第2期武蔵野市学校施設整備基本計画策定の状況についてご報告します。

中間まとめについて3月10日から28日にかけて、市内3駅圏で説明会を4回開催しました。また、3月15日から4月4日までの期間でパブリックコメントを募集しました。あわせて、市内小中学校の児童生徒を対象としてアンケートを実施しました。

審議会については、4月28日に第6回審議会を開催予定です。今年度は5回審議会を予定しています。

次に、武蔵野市ロードレース2026について報告します。

駅伝とマラソンを通して市民の健康と体力向上を図り、明るく豊かな生活に寄与することを目的として毎年実施しています。今年は3月15日の日曜日に開催し、スタートとゴールを市役所前とし、1周約3,000メートルの特設コースで開催しました。駅伝には104チームの申込み、マラソン大会には229名の申込みがありました。今年度は天候がよく、多くの参加者と応援する市民で盛況な大会となりました。

次に、市内の学校の状況についてご報告します。

3月25日には小学校、3月18日には中学校の卒業式を各校で挙行了しました。式において子どもたちは、ほど良い緊張感を持って落ち着いて臨み、堂々とした態度だったと聞

いております。子どもたちそれぞれがまた新しい場面で様々な活躍することを願っております。

また、昨日7日には小学校の入学式が、本日8日は中学校の入学式がございました。

次に、市立中学校の卒業生の進路状況について報告します。3月末日現在、卒業生682名のうち40%が都立高校に進学し、48%が都内私立高校等に進学しました。

最後に、新学期の学校の予定ですが、各校で年度当初に保護者会を持ち、校長の学校経営方針や学年や学級の目標、教科ごとの指導計画などを保護者にお伝えいたします。年度当初の機会を通して、子どもたちの成長を支えていく一層の信頼関係を学校と保護者が築いていくことを願っております。

以上で事務局報告を終わります。

○吉原教育長 それでは、ただいまの報告にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

森田委員、お願いします。

○森田委員 パブリックコメントが3月15日から4月4日まで募集されたということなんですが、どれぐらいの数でどういうご意見があったかなど、もし現状でまとまっていたら教えてください。

あともう一つ、今日8日、中学校の入学式ございましたが、五中で今年度から開設されたチャレンジクラスの皆さんのご様子を教えていただければと思います。

○吉原教育長 それでは、今2点ご質問いただきましたが、最初の点について学校施設計画担当課長。

○村越学校施設計画担当課長 パブリックコメントの状況になりますが、現在まさに意見を集約しているところになりますが、79名の方から様々なご意見をいただいております。

主な意見としては、今回の大きなテーマであった適正規模のところ、それから適正規模を下回る中学校、第二中学校、第六中学校の方策、審議会の中では再編して統合新校を建てるという方策が出されていた中で、それに対してのご意見が多かったです。賛成の方も当然いらっしゃいますし、反対の方も多くいらっしゃいます。内容も様々なところになっております。

以上です。

○吉原教育長 それでは、続いてチャレンジクラスの状況について、教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 本日のチャレンジクラスの第五中学校の入学式での様子についてでございます。チャレンジクラス1年生は在籍生徒数は7人になっておりますけれども、本日は7人中6人が参加をいたしました。6人のうち式典に参加をしたのが5人、別室でオンラインで参加をしたのが1人で、欠席が1人という状況でございました。今後とも、チャレンジクラスに通う生徒たちが登校できるように、教育支援課としても学校と連携しながら支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉原教育長 森田委員、よろしいですか。

○森田委員 はい。

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

よろしいですか。

◎議案第8号 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

○吉原教育長 それでは、続いて議案に入ります。

議案第8号、武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○月原教育企画課長 議案第8号、武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について説明いたします。

これは、前回の定例会で公告式規則の改正に伴い教育企画課でインターネットを利用して交付をできるようになったことから、教育企画課長の専決事項に加えるものでございます。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第8号について採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第8号、武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令、本案を事務局

提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定いたします。

◎議案第9号 武蔵野市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

○吉原教育長 次に、議案第9号、武蔵野市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○月原教育企画課長 議案第9号、武蔵野市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

これは、行政手続法が改正されたことから、それに合わせて文言を修正する改正でございます。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎教育長職務代理者 東京都の行政手続条例が変わったことに応じ、変更したことは理解しました。その上で、そもそもの東京都の行政手続の条例の変更は何を意味しているのでしょうか。

○吉原教育長 教育企画課長。

○月原教育企画課長 行政手続法の改正というところで、詳細については、申し訳ございませんがこちらで今すぐにお答えすることできないんですけれども、この内容については、その条ずれというところで特に変更はございません。

○吉原教育長 それでは、もし事務局のほうで詳細分かりましたら、またご報告をお願いします。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第9号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第9号、武蔵野市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定いたします。

◎議案第10号 武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示

○吉原教育長 次に、議案第10号、武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示を議題といたします。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○月原教育企画課長 議案第10号、武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について説明いたします。

これは、新たに歴史文化財担当課長が設けられたことに伴い、公印の文言を修正するための改正でございます。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第10号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第10号、武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定いたします。

◎議案第11号 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○吉原教育長 次に、議案第11号、武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

それでは、説明をお願いします。指導課長。

○杉谷指導課長 議案第11号、武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてです。

この改正は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が交付され、学校教育法の改正及び学校教育法施行規則の改正により、小中学校に置くことのできる職として新たに主務教諭が設置されたことに伴い、校務分掌上の主任について規定整備を行うものになります。

改正内容をご説明します。第8条の5の見出しを「主務教諭」に改正し、第2項では主務教諭の職務内容を、第3項では職名を規定しています。第4項及び第5項では養護教諭について、同様に主務教諭を規定しています。第9条第1項から第3項では、主幹教諭に係る規定に主務教諭をそれぞれ追加しています。附則について、この規則は公布の日から施行しますが、令和8年4月1日から適用とします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、岩崎委員、どうぞ。

○岩崎教育長職務代理者 4月1日から施行ということですが、武蔵野市は主務教諭に対しどのように対応されているのでしょうか。

○吉原教育長 指導課長。

○杉谷指導課長 この法改正なんですけど、主務教諭自体を設置するんですけど、現在の職の位置づけとしては主任教諭と同等と考えられていますので、主任教諭の位置づけとそう変わりはないというところになっております。

○岩崎教育長職務代理者 給与など待遇が変わるという理解でよろしいですか。

○杉谷指導課長 待遇も変わりはなく、名前が主務教諭という、法律のところですかね。規則のところになります。

○岩崎教育長職務代理者 はい、了解です。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご質問等ございますか。

森田委員、お願いします。

○森田委員 この規則に対してではないんですが、主任教諭と主務教諭と主幹教諭などがあると思うんですけれども、それぞれ皆さん学校の中でどういう立ち位置なのかというのが分からないので、教えていただければと思います。

○吉原教育長 指導課長。

○杉谷指導課長 主幹教諭は学校に置かれる人数が決まっています、基本、小学校は大体2名程度、中学校は3名程度というふうになります。というのも、今、程度と言わせていただいたのは、各学校によっては4名だったり3名だったりする場合があります。その主幹教諭はどちらかという和管理職の補佐ということで、学校運営を遂行するためにある職だと考えていただければいいかなと思います。

また、主務教諭、主任教諭なんですが、今、主務教諭という名前を出させていただいたんですが、実際は主任教諭ということになります。主任教諭は、今いる教諭のほうを指導するというところで、各教科主任だったりとか、そういうところで若手の育成を図ったりとかいう役割をする中間層になるかと思います。

○吉原教育長 森田委員、よろしいですか。

○森田委員 はい。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第11号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第11号、武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定いたします。

◎協議事項

○吉原教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項(1) 令和8年度教育委員会各課の主要事業についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○月原教育企画課長 資料は事前にご覧いただいていると思いますので、事務局からの説明は全般的なものにとどめます。

まず、資料の1枚目をご覧いただきたいと思います。

教育委員会では、年度当初に主要事業を定め、その後、四半期ごとに進捗管理をしています。本日は、進捗管理の対象となる主要事業についてご協議いただきます。

学校教育分野については、第四期学校教育計画を踏まえて事業を選定し、計画で指標を定めた事業には各事業の一番下の行に指標を記載してございます。生涯学習計画、スポーツ推進計画、図書館基本計画も含め、個別計画の進捗管理もこの主要事業の進捗管理の中でやっていこうというものでございます。

方針1から6までございますが、方針ごとに協議、御質問、ご意見をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたように、本案に関する質問、ご意見は方針ごとにお受けしたいと思います。

初めに、方針1、事業番号で申しますと1から6まで、これにつきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 事業1の「開かれた学校づくりの推進と地域学校協働活動の充実」について設定目標の②で、「地域の教育力事業」の予算を活用しての地域の特色を生かした教育活動というところで、この予算を生かしてという部分で、昨年度までの状況で特色のあるものがありましたら教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○吉原教育長 それでは、指導課長。

○杉谷指導課長 地域の教育力の予算のご質問だったかと思います。

学校予算の中に、地域の教育力という予算を配当しているところがあります。その中で、各校が特色を持ってその地域の方の関わりを教育に生かすという活動をしています。例えば合唱とか合奏の指導をしてもらったりとか、あとは、子どもが地域に行くときにそのお手伝いをしていただいたりとか、また、学習の中で、例えばごみの勉強をしているときにごみに詳しい方を呼んで清掃活動のことを説明してもらったりとか、地域にある施設をうまく利用して活動をしているということがあると思います。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○吉原教育長 嶋田委員、よろしいですか。

○嶋田委員 はい。

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

森田委員、お願いします。

○森田委員 事業1についてです。開かれが新しくなって2年目に入ってくると思うんですが、私も開かれた学校づくりの中に入っていたこともあるので分かるんですけども、どれぐらい継続性があるのか。PTA会長などは割と1年ごとに替わって行って、あまり前の情報も共有されないままだったりもしますので、本当に年度ごとにリセットされてしまうと非常にもったいないなと思っているんですけども、今の委員の方々の当然いろんなご事情があるので1年で抜けられる方がいてもおかしくないかなと思うんですが、何か任期があったりするのか教えていただければと思います。

また、同じく事業1なんですけれども、地域の特色を生かして市民科ですとか地域の教育力事業とかというのは非常にいい取組だなと思っているんですけども、なかなかその地域の教育力の掘り起こしというのは簡単なようで難しくて、結構、僕が知っている限りだと地域コーディネーターの方にどうしても頼ってしまう。地域コーディネーターの方がずっとやってくださっている人も多いと思うんですけども、次の成り手がいないというか。何かそのあたり、今後新しい、いろんな人が入ってくるような取組がもしあるのであれば教えてください。

まずは事業1、2つお願いいたします。

○吉原教育長 2点ご質問いただきました。統括指導主事。

○清水統括指導主事 まず、任期のほうについてでございますが、2年を1期としておりまして再任が可能となっております。最長3期までですので、6年間で最長ということになります。

○吉原教育長 指導課長。

○杉谷指導課長 2つ目の地域コーディネーターのご質問ですが、森田委員がおっしゃるように、地域コーディネーターの立ち位置というものがこの方針1についてはすごく重要な位置にあるかなと思います。各校に至っては、地域コーディネーター1名のところもあれば2名という場合もあったりしています。その方々が次の方をできるだけバックアップするようなことで紹介をしてもらってというところがあります。学校の話を開い

たところ、地区によってこの地域に強い、例えば東地区に強いとか、商業地区に強いという方もいるみたいなので、その方々をできるだけより多く呼ぶように、また引き継ぐように学校も働きかけているということを知っています。

○吉原教育長 よろしいですか。

続けて。それでは、森田委員、お願いします。

○森田委員 それでは、事業2、「地域と連携した部活動の推進」なんですけれども、こちら2期目になるかなと思うんですが、新しくその拠点校になるような部活がもし増えていたら教えてください。

○吉原教育長 じゃ、指導課長。

○杉谷指導課長 昨年スタートしたこの事業で拠点校部活動ということが入りました。今年が新しく第二中学校、もともとサッカー部が東地区のほうには拠点校部活動であったんですけれども、西地区に第二中学校のサッカー部が入りまして、第六中学校と共にやるということが入ります。あとは、第五中学校に男子バスケットボールが第一中学校と合同で始まります。あと、第六中学校の野球部、もともとあるんですけれども、第六中学校と第五中学校でやっていたものを今度第二中学校も一緒に入るというような形で進めていくと聞いております。

○吉原教育長 よろしいですか。

○森田委員 はい。

○吉原教育長 ほかに基本方針の1についてご質問ございますか。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎教育長職務代理者 事業4について、デジタル教科書を正式な教科書として認めることが閣議決定されましたが、武蔵野市としてデジタル教科書をどのように使うかの方針は、今後どのように検討されるご予定かということと、まだ、想定されていないとすれば、どのようなやり方により決定するのが望ましいとお考えなのか、個人的なご意見で結構なのでお聞きしたいと思います。

○吉原教育長 デジタル教科書の活用に関する市の方針ですね。

指導課長。

○杉谷指導課長 正直、まだデジタル教科書活用のどのような方針ということは、申し訳ないですが、まだ決まっていないところです。

ただ、教育課題研究開発校として今、第四中学校がデジタルを活用した効果的、効率

的な教育活動ということを研究校としてやっております。今年2年目になります。そして、第一中学校がデジタル学習基盤を前提とした学びの在り方の追求ということで、今年から1年目の研究をさせていただくことになっています。そういう先行研究を参考にしながら、デジタル教科書のやり方について今後考えていきたいと思っているところです。

○吉原教育長 岩崎委員。

○岩崎教育長職務代理者 デジタル教科書の導入に関しては世論も賛否両論で、デジタル教科書のメリットは十分あるとして、その負の部分はどう補っていくかも併せて考えなければいけないと個人的に思います。セカンドスクール等の体験学習とリンクしてバランスをどう取るかも含めてご検討いただけると良いと思っていますところです。

○吉原教育長 ご意見として受け止めさせていただきます。

ほかにございますか。

それでは次に、方針の2に移ります。事業7、8、9についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

岸本委員、お願いします。

○岸本委員 事業9につきまして、これは検討の依頼ということで申し上げます。

セカンドスクールの持続可能性については、保護者の理解、協力が非常に大事であるということ昨年、現場の先生方や受入先の方々のお話から学びました。それをここに文言として書き込むかどうかという検討の依頼です。書き込めるとしたら、設定目標の1の辺りに、例えば保護者の理解と協力のさらなる促進ということを書き込むのは一案かなとは思いますが。ただ、目標に書き込んでしまうと進捗の管理とか、それを測る指標の設定というのが非常に難しいことですので、書き込むか否かを含めてご検討お願いしたいと思います。

○吉原教育長 ありがとうございます。

事務局で何か見解は。

指導課長。

○杉谷指導課長 保護者の理解のことをしっかりとしていかななくてはならないということは私たちも認識しているところです。目標に書き込むかどうかについては、考えさせていただければなど。しっかりと保護者と、また地域と、あと向こうの宿泊先の方とも含めて様々な課題を持っている事業ではありますが、子どもの姿を見ているとやっぱりやっ

てよかったということを感じることもすごく多いので、持続可能な形を追求していきたいなと思っていますので、参考にさせていただければなと思います。ありがとうございます。

○吉原教育長 岸本委員、よろしいですか。

○岸本委員 はい。

○吉原教育長 ほかにございますか。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎教育長職務代理者 事業の7に関して、学校風土調査はとてもいいと評価しているところです。第四期学校教育計画で示した指標の中で、いじめに関する指標として全国学力学習状況調査で、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問項目があります。一般に学力の高い子どもほど、「はい」、「いけないことだと思います」と「望ましい答え」を回答する傾向がある設問であり、実情を明らかにするものではないように思われます。

このような質問項目を参考にするよりは、「学校は楽しいですか」のようなシンプルな質問のほうが、いじめの問題や学校の風土を聞くにはより適切ではないかと思います。意見です。

○吉原教育長 ありがとうございます。指標に関するご意見をいただきましたが、事務局のほうで、これについては。

指導課長、お願いします。

○杉谷指導課長 今回、第四期学校計画で示した指標ということで、学校計画が2年目になっているところもあるかと思うんですけども、今言われて確かにと思うところもありますので、せっかく学校風土調査をやるということもあって、昨年度、第二小学校でその研究をした結果もちょっと出ているところもありますので、よりよく使うやり方はどうなのかということも考えながら、そして指標等も踏まえながらまた考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○吉原教育長 それでは、指標の妥当性については事務局で再度検討するということではないですか。

ほかにございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 先ほどもセカンドスクールのことが出ておりましたけれども、6泊7日と5

泊6日、モデルで2つに分かれてというところで、千川と本宿は昨年も6泊7日だったと思いますけれども、実際に市内で泊数が変わって何か、今の時点ではまだ途中だと思いますけれども、声が上がっていることがあれば教えていただければと思います。

○吉原教育長 指導課長。

○杉谷指導課長 モデル校として千川小学校と本宿小学校で6泊にさせていただいているんですが、6泊だから5泊だからという話は私たちのほうにはちょっと届いてはいないところです。去年の1回だけだということもまだあるかと思うんですけれども、引き続きその声についてはこちらも耳を傾けていきたいなと思います。

○吉原教育長 ほかにございますか。

森田委員。

○森田委員 岸本委員も先ほどお話しされていましたが、今年1月ですか、教育フォーラムのときにセカンドスクールのお話がありまして、やっぱり保護者に伝わっていない。そもそもどういうところに泊まってどういうことをしているかというのなかなか保護者が理解できていない。私も保護者だったので、当時どうだったかなと思うと、どこか体験学習へ行ってきますと言って、行ってらっしゃいで、何か楽しかったと帰ってきたのをただ聞いていただけだったなと思うんですけれども、市のほうで抱えている課題と、あと現地の人たちが当然子どもたちを受け入れてくださっているんですけれども、なかなか続けていくのは難しいところもあったりとかという現状。

だから、この間の教育フォーラムの内容を非常にいいトークセッションだったなというふうに思っていますので、保護者のほうに何か伝えられるようになっていけばいいなと思いますし、それを各校でやっていただくのか、教育委員会からアナウンスできるようにするのかというのは、現場の方々と話合いかなと思います。

これは意見です。

○吉原教育長 ありがとうございます。セカンドスクールの内容等について保護者や市民への周知ということをいただきましたので、これについても事務局で検討していただきたいと思います。

ほかにございますか。

それでは、次に、方針の3に移ってよろしいでしょうか。事業10、11についてご意見、ご質問、お願いいたします。

岸本委員。

○岸本委員 事業11について質問です。これは私自身の理解のためにお伺いいたします。

事業11の設定目標の①に「余白の創出」という言葉が出てきます。こういった文章の中ではなかなか見ない文言なので、目立つことは目立ちます。この内容について、もう少し教えていただけますでしょうか。

○吉原教育長 ありがとうございます。

統括指導主事。

○清水統括指導主事 新しい学習指導要領に向けて話合いが今進められているところですが、教員の子どもに向き合う時間ですとか授業準備の時間をつくるために時程を見直したりですとかしながら、子どもに対応できる業務時間を創出する、時間というものを余白というふうに言っております。

○岸本委員 ありがとうございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 今、統括指導主事がおっしゃったように、今度の学習指導要領の場合には、1単位時間についても40分のところも小学校の場合出てきて、モデル的に目黒区とかもやっぺらっぺらいますけれども、三小において現行の指導要領の中で研究が進むと思いますけれども、時程の部分で実際に授業時間、1単位時間を変更していくとか、アイデアとして市教委のほうに出ているのでしょうか。

○吉原教育長 指導課長。

○杉谷指導課長 現在まだスタートして数日ということもあって、今、そんなことも話はあることはあります。ただ、確実に40分にするとか、例えば時程を変えるとか、実際に動いているというわけではないところはあるので、今後考えなくてはいけないことではあるという話は聞いております。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎教育長職務代理者 事業11のやりがい、余白の創出との言葉は抽象的で、具体的に何を意味しているかの共通理解が難しい言葉です。それぞれやりがいについてどのよう

に定義するのか、今日お聞きするというよりは、十分に考えていただくのが良いと思います。

例えば、やりがいに関わって、主体的関与、成長実感、などさまざまな考え方があるので、どういう構成要素でやりがいという言葉に定義するか、一定の回答を持っていたほうが良いと思うのです。加えて、余白の創出ということですが、これに関連してはマージン理論というのがあり、マージンを余白と訳したりしますが、この理論では、自分の持っている能力と、直面している負担のバランスによってマージンが左右されるとしています。いずれにせよ、余白の創出ということが何を意味するかは共有できるようにしておいたほうが良いと感じました。感想です。

○吉原教育長 大事なご指摘だと思いますので、これは宿題ということによろしいでしょうか。それでは、事務局のほうでぜひ次回しっかり答えられるようお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

森田委員。

○森田委員 事業10についてなんですけれども、設定目標②のところに武蔵野市民科カリキュラム推進委員会という名称が出てくるんですけれども、これは教育委員会の中に存在しているもので、どういうことをやっている委員会なのかなというのを教えていただければと思います。学校のホームページや各種の広報手段を用いて発信するのが保護者の立場からするとありがたい気もしつつ、でも、そこまでやらしてもらわなくてもいいのかなとも思ったりするし、校支援が使えるのであれば校支援のほうがいいのかなとも思います。なかなかホームページに載せられるものも限られてはくるでしょうし、子どもの顔とかはなかなか載らないですから、本当にホームページを充実させていくのがいいのかどうかというのは一度、もし教育委員会の中で方針があればお聞きできたらと思いますし、それは各校の校長先生にお任せしますということであれば、その旨教えていただければ。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。2つ質問をいただきました。市民科カリキュラム推進委員会の内容等についてですね。あとは、学校ホームページについて何か教育委員会としての指針や考えがあるかどうかについて。

それでは、指導課長、お願いします。

○杉谷指導課長 初めの質問の武蔵野市民科カリキュラム推進委員会なのですが、これは校長先生の代表だったり副校長先生の代表だったり、あとは各校の代表が集まって市民科のカリキュラムについて進捗状況を確認したりとか、より良い実践を行っている学校の報告を受けたりとか、そういう活動を進行管理しているみたいな感じのところがあります。市民科もやはり徐々に浸透しつつあるんですが、まだまだ足りないところもあったりする場合がありますので、各校の情報共有の場というふうに考えていただければいいかなと思います。それが1点です。

2つ目の学校のホームページのことなのですが、昨今、確かに子どもの顔とかそのことについては結構厳しくなってきたという状況があります。先ほど校支援という話があったと思うんですけども、校支援を使って各クラスでクラスルームをつくって、そのクラスルームから学級便りを出したりとか学年便りを出したりというふうにやっている学校もなくはないので、教育委員会としては今はこうやっていきましょうというような指針があるというわけではないというところが今、実情です。

○吉原教育長 ほかにございますか。

次に進みます。方針の4ですね。事業番号の12から14につきましてご意見、ご質問、お願いいたします。

岸本委員、お願いします。

○岸本委員 事業13の設定目標の①です。この1行目に、「子育て世代・働き盛り世代などをターゲットにした」というところ、ここに関する提案を含む意見です。

このターゲットにしたというのをもう少し文言を変えて、例えば参加しやすいなどの文言にすることを提案し、検討していただけたらと思っています。と申しますのは、子育て世代や働き盛り世代は、やはり意欲はあっても参加しにくい状況があるかと思えます。例えば、時間帯の工夫ですとか、子どもを預ける仕組みとの連動とか、そういったことが考えられます。すると、ターゲットにしたというよりは、参加しやすい事業の検討ぐらいにしておくとか、より趣旨が伝わるかなと考えた次第です。

以上です。

○吉原教育長 ご意見ありがとうございます。

ただいまの岸本委員のご意見につきまして、事務局、お願いします。

スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 ご意見ありがとうございます。

委員が言われたことを目指しております。表現を改めます。

訂正をお願いいたします。事業14をご覧ください。「体育施設の計画的な改修・修繕」の事業の趣旨・概要の文書で、中央に市営プールについては「令和6年度」となっていますが、正しくは「令和7年度」でございます。その後の文書の市営プール「こうしん」が平仮名となっておりますが、正しくは漢字になります。設定目標の一番下の行です。基本計画を基に、実施設計を策定するとなっております、「基本・」が抜けています。加筆をお願いいたします

○吉原教育長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 事業13の設定目標③のところ、下から3行目、「スポーツに関わる民間企業との連携」というところがございますけれども、私の知っている範囲だとFC東京ぐらいしかないんですが、ほかにどのような企業との連携を図っていくのか教えていただければと思います。

○吉原教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 横河武蔵野フットボールクラブ、アトラスターズ、アルテミ・スターズや民間スポーツクラブのメガロス等でございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご質問ございますか。

岩崎委員。

○岩崎教育長職務代理者 事業12の「学びをおくる」生涯学習社会の推進の箇所です。基本理念として「学びおくりあう機会の充実を図る」と掲げているところ、設定目標が補助金の支援とサイエンスフェスタの充実、市民会館の大規模改修工事となっております。前年度も申し上げましたが、「学びおくりあう機会の充実」という言葉に対応できるようなラインナップが必要かと思えます。その点について意見になりますけれども、新規事業をあらためて考えることが重要と思えます。それには予算も伴うので、今何かをすぐするという意味ではなく、新規事業を考える場を持っていただいて次年度の予算要求につなげていく作業を始めると良いと思えます。意見です。

○吉原教育長 ただいまの岩崎委員のご意見について、事務局、お願いします。

生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ご意見ありがとうございます。

まず、こちらは8年度の主要事業ということで、主にやっているものを掲げさせていただいているところです。なので、今現在、生涯学習スポーツ課として行っているもの、例えば武蔵野プレイスに委託をしているとか、直営で市民会館がやっているものとか、全て「学びおくりあい」につながるような事業を行っているものと考えております。

こちらで表現しているのは、また後ほどご説明させていただきますが、補助金のほうも中身を組み替えまして、「学びのおすそわけプロジェクト」という形で、「学びおくりあい」の補助金と生涯学習体験補助金と2種類つくらせていただきました。地域の方たちにより「学びおくりあい」を進めやすくしていただくために設定しまして、片方は上限5万円で簡単に電子申請などでお申込みができると。もう一方は上限20万円で、プレゼンテーションをしていただいて、その内容を確認し、また概算で払って後で精算するような形としています。

これは補助金を渡すということが目的ではなくて、市民の方の学び、また「学びおくり」を推進するために設定をしておりますので、この事業を中心に行っていくとともに、今までどおり生涯学習の事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。

先ほどの意見は、また事務局のほうで受け止めていただきたいと思います。

ほかにございますか。

森田委員。

○森田委員 2つありまして、事業12の、補助金を使っていただいて、いろんな「学びおくりあい」ができるようになるというのはいいかなと思うんですけども、プレゼンした場合のどの方々がそれを判断するのかというのを教えてください。社会教育委員の方がやっている別立ての補助金のほうは把握しているんですが、これは初めてなのかなと思いますので、それが分かればと思います。

もう一つは事業13で、スポーツを楽しめる機会というのは増えることはいいことだろうと思うのですが、今までやっていない中で令和8年度新しくこういうイベントをやってみますとかというのが決まっていることがあれば教えてください。

○吉原教育長 2点ご質問いただきました。

最初の質問について、生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ご質問ありがとうございます。

すみません、ちょっと分かりづらいのですが、もともと、今委員がおっしゃったとおりで、生涯学習事業補助金と子ども文化・スポーツ事業補助金ございましたが、そちらを改編する形でこの補助金の予算をつくったのですね。なので、ご認識のとおりで、プレゼンテーションは社会教育委員が同様に見ることになります。

以上です。

○吉原教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 令和7年度からアーバンスポーツ、ストリートスポーツやボルダリング等、実践と実践前の講習等の事業を実施しております。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかに。

岸本委員。

○岸本委員 先ほど話題になった事業12の「学びおくりあい」の設定目標の①についてです。

①の最後の1行に、「むさしのサイエンスフェスタ」の充実を引き続き図るというところ、ここに関して提案が1つあります。

この充実に加えて、充実と発信を引き続き図るという、「発信」という文言を入れたらどうかと思いました。と申しますのは、①に広報という目標が1つ掲げてあります。すると、昨年度来、その「学びおくり」を市民に理解促進するためにはどうしたらいいだろうかとみんなで考えてきました。その一つとして、例えば「むさしのサイエンスフェスタ」だって「学びおくりあい」だよねということを私たち話し合ってきました。これを、ここで話し合ったことをもう一步さらに市民に伝えるために、充実に加えて発信、例えばその前の行の学びおくりの場である「むさしのサイエンスフェスタ」とあるんですが、学びおくりの場の一つとしての「むさしのサイエンスフェスタ」の充実と発信を引き続き図るとすると、ここの①の広報、さらには全体目標の理解の促進ということによりつながってくるかなと思います。ご検討いただければありがたいです。

○吉原教育長 ありがとうございます。

文言について今ご指摘をいただきました。

生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ありがとうございます。

今おっしゃられたところ、直させていただいて思っております。

今回、確かに広報ということで、この補助金に関して言いますと、市報の4月15日号の特集面に載せていただくことができるようになりましたので、そちらで広報させていただくのと、あと、また動画もつくってございまして、実はその紙面のほうに動画のQRコードが載るんですが、説明ができるような動画をつくって、さらに「学びおくりあい」の広報をしていきたいと思っております。なので、文言のほうは今ご意見いただいたように検討して直したいと思っております。

○吉原教育長 よろしいですか。

それでは、ぜひこの動画のほうもお時間あるときに見ていただければと思います。よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

それでは、続いて方針の5、事業の15ですね。これにつきましてございますか。

岩崎委員。

○岩崎教育長職務代理者 1つ目は質問で事業15です。これはふるさと歴史文化財課に変更になるのかということが質問の1点目です。

○吉原教育長 じゃ、まずその質問について、歴史文化財担当課長。

○吉田歴史文化財担当課長 ありがとうございます。

こちら生涯学習スポーツ課の中に担当課長としまして私、歴史文化財担当課長というポストが出来上がります。ここの担当課長が所管するものとして、主なものとしてはふるさと歴史館、それから、ここにあります②に関連します赤星邸、それから、濱家もございましてそういったものですか、あとは文化財に関するものについて所管していくような、そんな形になってございまして、新たな課が出来上がるような、そういった形ではございません。

○吉原教育長 岩崎委員。

○岩崎教育長職務代理者 理解ができていないのですが、生涯学習スポーツ課の中にさらにサブ課があるという意味ですか。

○吉原教育長 歴史文化財担当課長。

○吉田歴史文化財担当課長 ニュアンスとしてはそういったような形にはなるんですけども、サブ課という位置づけはないので、課の中に、課全体を見ることはないんですけども担当課長という形でその事業、その分野を担当する課長ポストができたというような、そんな位置づけになっています。

○岩崎教育長職務代理者 そうしますと、事業の表記は生涯学習スポーツ課という理解でよろしいですか。

○吉原教育長 歴史文化財担当課長。

○吉田歴史文化財担当課長 課名で申しますと生涯学習スポーツ課という形になります。ちょっと近いような形で申しますと、スポーツ推進担当課長、こちらのポストについても生涯学習スポーツ課の中にございまして、同じような形になってございます。

○岩崎教育長職務代理者 既に前例があったということですね。分かりました。

2つ目の質問になります。旧赤星邸、ふるさと歴史館も市民のアイデンティティに関わる内容なので、広報などでも、武蔵野市の子どもたちにもアピールする内容にしてもらえると良いと思いました。

シティプロモーションというほどの派手なことではなくて良いと思いますが、大事にしていきたいと思いますと思っています。

○吉原教育長 ただいまの意見につきまして、歴史文化財担当課長。

○吉田歴史文化財担当課長 ありがとうございます。

そうですね。こちらにつきましては、これから、例えば旧赤星邸につきましては、こちらに記載してありますとおり基本・実施設計ですとか、そういった建物のハードの部分も取り扱ってまいります。並行しまして利活用についても検討していくというところがございますので、そういったところでシティプロモーションですとかシビックプライドですとか、そういったところを意識しながら広報ですとか学校ですとか、そういったところの連携についても考えていきたいというふうに思っております。

○吉原教育長 ほかに事業15についてはよろしいですか。

それでは最後に、方針の6です。事業16、事業17、この2つについてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

岩崎委員。

○岩崎教育長職務代理者 事業17に関しまして、脳科学の研究者たちが、子どものデジタルの教材を読む場合の脳の反応と紙の場合での反応を研究し、脳の働きが異なるとの見解を出したということを知ることがあります。また、諸外国で、教科書をデジタルから紙に戻すという国も出てきているとも伺います。一方で国の政策としてデジタル教科書を入れる話もあることも踏まえての意見です。この読書活動の推進という言葉の中の紙を使った学びに対して、武蔵野市として一つ凛とした方針を持っていても良いと考え

ております。

ですので、既に図書館の書籍の一部をデジタル化しているところでしょうが、同時に紙というものの持つ重みを一つの理念として持っていただけたら良いのではと、希望的意見として申し上げます。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。

今の岩崎委員のご意見について、担当課長からありますか。

図書館長。

○森本図書館長 ありがとうございます。

大変難しいところをいただいたかなと思っております。こちらのほうでもかみ砕いて、また内容のほうを検討させていただきたいなと思いますけれども、ご指摘いただいたとおり、図書館は基本的にやっぱり今、紙というところがメインにやらせていただいています、電子書籍もやっていますけれども、電子書籍サービスを始めたときのところもそうなんですけれども、子どもには初めはやっぱり紙の本を見てほしいというところで、子どもの電子書籍についてはあまり今のところウエートを置いていないというようなところが他市と違うかなというふうには思っております。

今後そちらについてはどう動かしていくかというところはいろいろ議論があるかなと思っておりますけれども、当初そういう設定があって、市の方針としては基本的に初めは紙の本と。そういったところからブックスタートという事業をやっておりまして、乳健のとき、ゼロと3の検査のときに図書館の職員が出張って、その場で本をお渡しするというような事業もずっと続いておりますので、基本的には、今委員からいただいたような方針で動いているものというふうに認識をしているところでございます。

恐らく、私の記憶ではそういった紙の本のほうがというところの学術的なそういうエビデンスみたいなものもあったかと思っておりますので、そういったところを踏まえながら、ここにどう書き込むかというところはありますけれども、検討させていただければと思っております。

○吉原教育長 よろしいですか。

歴史文化財担当課長。

○吉田歴史文化財担当課長 すみません、1つ前の質問になってしまうんですけれども、少し補足をさせていただければと思います。

旧赤星邸と濱家なんですけれども、事例としまして一般公開などしておりまして、例えば一番近いところだと、赤星邸のほうは4月15日から19日まで建物部分と庭園の部分を一般公開したりですとか、あと、濱家につきましても15日、16日に一般公開いたしまして、回遊性を持たせるようなスタンプラリーも実施しながら、なかなかお子様向けのアピールにはなっていないところありますけれども、市民の皆様のシビックプライドにつながるような形で、成蹊大学周辺の歴史的なものがつながってくるんだと思いますので、そういったところに留意しながら一般公開を開いて歴史をお伝えするような機会を設けているところでございます。

○吉原教育長 教育委員の皆さんも、もしお時間等がございましたら一般公開等に足をお運びいただければありがたいと思います。

岸本委員。

○岸本委員 すみません、また事業17の図書館の話に戻ります。紙の本についての話が出ています。デジタルと紙の比較については、いろんな先生が少しずつエビデンスを発表していることも皆さんご存じでいると同時に、国の方針がデジタル化の方向にあるというところで、なかなか苦しい状況にあることを理解しております。

例えば次のようなことをこの読書活動の推進の中で持っておくと、デジタルか紙か論争に触れずに、どちらが優位かということに触れずに、現在の紙の本を多く収集、保存している図書館の利点を生かせるのではないかと考えていることがあります。書き込めるかどうか分からないんですけれども、紙の本を多く蔵している図書館の特性を生かし、子どもと本の出会いを創出する。紙の本を多く蔵する図書館の特性を生かして、子どもと本との出会いを創出する。こういった目標をどこかに掲げられれば、現在の紙の本を持っているまさしく特性を生かしつつ、子どもと本との出会いとなると別に電子か紙かをいっているわけではないので、広く子どもと読書の出会い、子どもが読書につながる場を創出すると言ってもいいかもしれない。この事業17の大きな目標に合致する形で、現在の紙の本の図書館の利活用を推進するようなことにできるのかなと思います。

ちょっと大きな理念ですので、ここの計画面や事業の趣旨、概要には書き込みにくいかもしれませんが、先ほど岩崎委員から何か市として方針を持っておきたいというご意見もありましたので、私の考えているところをお話ししました。

○吉原教育長 貴重なご意見ありがとうございます。先ほどの岩崎委員のご意見と重なるところも多分にありますので、事務局のほうで、今お二人の委員がお話しされたことも

踏まえて、文言等の修正に限らず、理念の再度見直しをしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○岸本委員 すみません、付け加えて。私も決してデジタルか紙かどちらが優位かと今ここで結論しているわけではなく、両方を見据えながら出会いの場を創出するという趣旨で申し上げました。

○吉原教育長 ありがとうございます。

では、森田委員、お願いします。

○森田委員 私も17番になるんですけども、まず教えていただきたいのが、おのおのの図書館の選書は誰が行っているのかというのを教えていただければと思います。今後、蔵書の充実であったり、学校図書館も建て替えも進んでいって新しい本がどれだけ入っていくのか、古い本がどれぐらい残っていくのかというのは各校によるのかなとは思いますが、紙の値段が高くなって、本の値段がここ2年ぐらいで恐らく1.2倍か1.3倍ぐらいになっているんですね。

これは原価高騰なのでどうしようもなく、どんどん本というのは高くなっていくのが間違いない中で、図書館の立ち位置というのは非常に重要性が増していくだろうなというふうに思っています。その中で、蔵書を増やしていくのを単純にその購入で賄っていくのか、もしくはおのおのおうちでお持ちの古いきれいな本とか、結構希少本とかは寄附をするというようなことができるのか。

本当に僕たちもいつも本が高くなっていく未来に結構絶望はしているんですけども、その中で、やっぱりデジタルというのは非常に優位性があり、本当にタブレットさえあれば1万冊以上読める。子ども向けのサービスとかも、そういうアプリもありますので、学習用コンピューターの中に最初からインストールされているですとか、小学生、中学生に適した電子書籍の案内というのは何かできるんじゃないかな。

選書について、どこで行っているかというのが分かれば教えてほしいなと思います。

○吉原教育長 選書は誰がするのかというご質問についてお願いします。

図書館長。

○森本図書館長 ありがとうございます。

選書についてなんですけれども、市の図書館のほうで資料の収集方針というのを持っておりまして、そちらにその内容について書かれております。資料の選択に当たっては担当の図書館の職員、図書館員が第一義的に行いまして、こちらは選書会議というのを

定期的にやっております、そちらのほうでどういった資料をそろえるかというところを決定しております。

こちら、図書館は市内3館ありまして中央と分館とございますけれども、そちらのほうにつきましては、それぞれの各館の担当者が会議を持ってその中で決定をします。

その最終的な決定については、こういう内容を選びましたというのが中央のほうに回ってきますので、最終的な決定をするのは図書館長というような立てつけになっております。

以上です。

○吉原教育長 その他、森田委員からいただいた様々なご提案については、事務局のほうでぜひ受け止めていただきたいと思います。

ほかにございますか。

それでは、様々ご意見、それからご提案、ご指摘をいただきました。委員よりいただきました御意見に沿った修正を行いたいと思っております。

◎報告事項

○吉原教育長 それでは次に、報告事項1、武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてです。

それでは、説明をお願いします。教育部長。

○真柳教育部長 報告事項1、武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてでございます。

人事の決定につきましては教育委員会の権限となっておりますが、例年どおり市長部局で市全体の調整の中で、事務局職員を含めまして、お手元の資料にありますとおり人事異動の内示を行ったものでございます。発令は4月1日となっております。この内示が3月18日にございましたが、この間、教育委員会を開催してお諮りする時間がなかったことから、教育長による専決処分を行った上、本日ご報告させていただくものです。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 ただいまの説明がありましたが、この報告事項につきましては専決処分の報告でございますので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項2、令和8年度武蔵野市立学校教職員の人事異動に関する専決処分についてです。

この報告事項につきましては、市立学校教職員の定例の人事異動に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、説明をお願いします。指導課長。

○杉谷指導課長 報告事項2、令和8年度武蔵野市立学校教職員の人事異動に係る専決処分についてです。

お手元の令和8年度教職員定期異動状況をご覧ください。

退職者につきましては、校長の退職者が2名、副校長の退職者がゼロ名です。主幹教諭及び指導教諭の退職者はゼロ名、主任教諭の退職者は4名、教諭の退職者は1名です。主任養護教諭及び養護教諭の退職者はゼロ名、学校事務職員の退職者は1名です。市全体では8名となります。

続いて、市外転出者につきましては、校長1名、副校長3名、主幹教諭4名、指導教諭ゼロ名、主任教諭24名、教諭29名、主任養護教諭1名、養護教諭2名、学校事務職員1名で、市全体では65名となります。

退職者及び市外転出者を合わせますと73名となります。

続いて、市内転入者につきましては、校長6名、副校長9名、主幹教諭11名、指導教諭1名、主任教諭27名、教諭30名、主任養護教諭2名、養護教諭ゼロ名、学校事務4名で、市全体では90名となります。ただし、この中の34名は市内転や自校昇任などですので、実際に市内に転入した教職員は56名となります。

さらに、新規採用者は小学校11名、中学校10名、計21名おります。この中には、昨年度、期限付任用教員から正規採用教員となった者は含まれません。

市内転入者及び新規採用者を合わせますと77名となります。

なお、異動対象者の氏名等につきましては、令和8年度市立小中学校教職員異動一覧をご覧ください。

以上で説明終わります。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項3、武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分についてです。この報告事項につきましては委員の委嘱に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長による専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 では、社会教育委員の委嘱につきましてご説明させていただきます。

こちら任期2年ということになりまして、今年度、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの任期の方で、3期までを内規的に期限とさせていただいておりますので、新しい方4名今入られております。新というふうに左側に書いてある方が新しい委員の方です。すみません、名簿のほうで1点訂正がございます。下から2番目の三浦太郎委員なのですが、こちら一般社団法人武蔵野青年会議所直前理事長というふうに肩書がなっているんですけども、現在は監事ということですね。監事というふうに肩書が修正されましたので、こちらで訂正させていただきます。

内容につきましては以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましても了承されたものといたします。

次に、報告事項4、武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分についてです。この報告事項につきましては委員の委嘱に伴うものでございますが、先ほど同様、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長による専決処分とさせていただきます。

それでは、説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 それでは、報告事項の4、武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分についてご説明いたします。

最初に、スポーツ推進委員についてご説明いたします。スポーツ推進委員は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法により、体育指導委員が位置づけられました。本市では、昭和37年に初めて体育指導委員として20名を委嘱しております。その後、平成23年、ス

スポーツ基本法が制定され、スポーツ推進委員への名称変更等が行われました。スポーツ推進委員は、スポーツの実技指導に熱意と能力のある方を地域からの推薦を受け、教育委員会が選考し委嘱するものでございます。

報告事項4をご覧ください。資料のとおり、東部、中部、西部ブロックに計28名を委嘱します。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日の2年間です。なお、武蔵野市スポーツ推進委員の定数は32名以内であり、現在28名となります。第五小学校区域は現在1名の配置ですが、中部ブロック全体で支援いたします。今後も市民のスポーツ推進をするため、適宜委嘱してまいります。

以上でございます。

○吉原教育長 ただいまの説明につきましてご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項5、武蔵野市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分についてです。この報告事項につきましても委員の委嘱について教育委員会にお諮りするいとまがございませんでしたので、教育長による専決処分とさせていただいたものです。

それでは、説明をお願いします。図書館長。

○森本図書館長 それでは、報告事項5、武蔵野市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分についてご説明をいたします。

資料をお願いいたします。図書館協議会は、武蔵野市図書館条例第9条に基づきまして、地域から広く意見を求め、本市らしい特色ある図書館づくりを行うために図書館運営に関して諮問に応じるとともに、図書館方針について館長に意見を述べる機関として設置してございます。

委員任期は2年で、この3月に委員の任期が満了となりましたので、図書館協議会としては3期目となる委員改選を行ったところでございます。この4月よりの図書館協議会の委員の構成につきましては2に記載のとおりでございます。協議会の大きな委員構成については、前期から変更はないところでございます。

説明は以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項6、武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に係る専決処分についてです。この報告事項につきましては規則改正に伴うものでございますが、やはり教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長による専決処分とさせていただきます。

それでは、説明をお願いします。教育支援課長。

○**祐成教育支援課長** それでは、武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則についてご報告します。

まず、第22条のところですが、これは武蔵野市一般の職員の旅費に関する条例という、これが実は今年の3月に全面改正されました。その全面改正されることによって条例の号数に変更になりましたので、こちらを変更するものでございます。

また、別表第4条関係のところですが、こちらは東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例というのがあるんですが、これが改正されたことによって、この金額の基礎がその条例に基づくものですので、その条例が改正されたことにより変更したものでございます。

説明は以上でございます。

○**吉原教育長** ただいまの説明にご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項につきましても了承されたものといたします。

次に、報告事項7、武蔵野市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定についてです。

それでは、説明をお願いします。教育相談支援担当課長。

○**志賀教育相談支援担当課長** それでは、報告事項7、武蔵野市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定についてご説明いたします。

チャレンジクラスにおいて、生徒はチャレンジクラスに在籍をすることになりますので、設置校である第五中学校に在籍していない生徒については転学をする必要があります。転学に際しては慎重な判断が求められますので、チャレンジクラスでは個々に入退級に係る審査会を開催して、入級の可否を検討するというような取組を行っております。

今回制定をいたします武蔵野市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱は、その入退級審査会について所掌事務や組織、入級及び退級審査の手続等について定めるものとなっております。施行日は、チャレンジクラスの開設に合わせて令和8年4月1日として

おります。

ご説明は以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項8、生涯学習事業費補助金交付要綱の全部改正についてです。本件と報告事項9、武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱の制定についてとは同様の趣旨の改正であることから、併せて報告いたします。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ただいまご説明いただきました生涯学習事業費補助金交付要綱の全部改正と学びおくりあい補助金交付要綱の制定についてご説明いたします。

こちらは全部改正ということですが、もともと生涯学習事業費補助金という補助金がございます、そちらをさらに、もともと前年度もありました子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金というのと一つにしたというところが、まずその全部改正になります。また、新たに武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱というのを設置しまして、学びおくりあい補助金の要綱を制定したということです。

詳細につきましては、今お手元に配らせていただいています「学びのおすそわけプロジェクト」という冊子がございますが、このプロジェクトを行うための要綱の改正になっております。

学びおくりあい補助金のほうは上限が5万円で概算払い、またオンラインで申請ができるという形で、より簡易に申請ができるもので、生涯学習・子ども体験事業補助金につきましては、今まで上限50万円だったものを20万円ということで、それによって学びおくりあい補助金の分の予算を捻出したというところなんです。同じく先ほどご質問いただいたとおり、社会教育委員によるプレゼンテーションの審査なども経まして補助金を交付するというものになります。

ご説明は以上になります。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎教育長職務代理者 学びおくりあい補助金上限5万円が新しく創設されましたが、

オンラインで簡便に申請でき、かつ精算払いということで、使い勝手が良いと感じました。

それゆえに人気がありそうに感じましたが、どのくらいの時間で募集の上限に達したかをお聞きしたいのです。理由は、先着順というのが情報格差によって不平等にならないのかと心配したからです。先着順とって、該当する人たちが全部もらえたのであれば、あまり不平等な話は出ませんが現状を教えてください。

○吉原教育長 生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ご質問ありがとうございます。5万円のほうの補助金はまだ申請期間がこれからです。ここで今記載しているとおりなんですけれども、6月19日から始めます。今、予算上は24団体分、捻出した予算というのは5万円掛ける24団体分というような想定です。こちらは、先ほども申し上げましたが、市報でまず4月15日号で大々的に出させていただくと、この「学びおくりあい」という言葉だったりその学びについて、「季刊むさしの」のほうにも出るということで、その発行日が6月19日なので、補助金のその申請期間のスタート日を6月19日にしています。

こちら、今委員がおっしゃったとおり、埋まってしまふほど来ていただければこちらとしては大変うれしいところなんですけど、まだ初めてこの5万円という設定をして募集するものですので、どのようになるかというのはまだ読めないところですが、できるだけ多くの方に申請いただきたいなと思っています。

以上です。

○岩崎教育長職務代理者 追加で質問です。先着順が望ましいという判断の根拠は何なのかということですか。抽選ではいけなかったのか。その点はどうぞお考えでしょうか。

○吉原教育長 生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 そうですね。事務的に、すぐに補助金、実施に持っていきるというところで、やっぱり先着順のほうがいいのかなという判断をしています。

逆に、もう少し大きなイベントだったりとか、もう少し費用がかかりますよということにつきましては、こちらの生涯学習・子ども体験事業補助金で審査も経て概算払いで出すというような形ですみ分けをしているので、今回は先着順ということで設定しています。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

岸本委員。

○岸本委員 報告事項8と9と両方にわたって、少し気になることがあったので申し上げます。

文言について両方とも、第1条で言っている個人ということと、第2条で言っている個人ということに、ちょっと概念にぶれがあるように思います。第2条は団体に対する個人で、第1条は一人一人の人という意味で使っているように思って、このちょっとずれのある言葉、概念が同じ言葉で一つの文章にあって市民は混乱しないかなとはちょっと思いました。

ただ、こちらはもともとがあつての改正であることなので、既にこの用法で定着しているようでしたら私の杞憂であつて、どうぞこのまま問題なくお進めいただけるものと思っております。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ただいまのご指摘について。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ご指摘ありがとうございます。

こちら、おっしゃるとおりで、個人という言葉が2つ出ているというところがございしますが、1番は目的のところ、個人と社会を結びつけていく、コミュニティをより良くしていくというような、学びおくりあいの理念の部分につながる表現になっております。2番は対象者なんですけれども、学びおくりあい補助金という新設の分につきましては、個人の学びのおくりあいの活動に対しても補助金を出しますと。今までの生涯学習・子ども体験事業補助金は今までどおりで、団体の活動に対しての補助金を出しますということで、すみ分けをさせていただいております。

表現の仕方が確かに分かりづらいなというところがありますので、ご説明等をする際には気をつけていきたいと思っております。

以上です。

○岸本委員 ありがとうございます。私の理解不足でした。おかげさまで頭が整理できました。

○吉原教育長 よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

嶋田委員。

○嶋田委員 今まで上限が50万円のがあったと思うんですね。私も社会教育委員を2年間やらせていただいて、そうすると、やっぱり毎年それを考えて応募していらっしゃる団体がたくさんありましたので、そこが20万円という半分以下になって、その団体の今後の運営というようなところについてご質問とか要望とか出てくる可能性があると思いますので、その辺を考慮されたほうがいいかなというふうに思いました。

以上です。

○吉原教育長 生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ありがとうございます。

こちらはおっしゃるとおりで、50万円近く補助金をもらっていた団体なども今まであります。ただ、全体としてはその団体は3団体ぐらいでして、先日この補助金の結果発表というか、そういう報告会をやったときに、一応、概要としてこの新しい補助金、こういう形になりますというご説明をさせていただいております。その場にその団体もいらっしゃったんですが、特にそこから意見をいただくことはなかったもので、今後ちょっとひょっとしたら出てくるかもしれないので、またちゃんと丁寧にご説明したいと思いますが、今のところこの上限が変わったことに関する意見は特にいただいておりませんので、また引き続きちゃんと説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○吉原教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に報告事項10、社会教育関係団体借上バス補助金交付要綱の一部改正についてです。本件と報告事項11、市民芸術文化協会育成事業補助金交付要綱の一部改正について、そして、報告事項12、一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付要綱の一部改正については同様の趣旨の改正であることから、併せて報告いたします。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 では、報告事項10から12までのご説明をさせていただきます。

まず、10から12までの共通事項ということでご説明させていただきますと、こちらは要綱の改正なのですが、もともと武蔵野市全体で補助金の交付規則というのがありまして、決定の通知をその指令書というもので出していいました。その指令書というもので

出すということで規定をしていたのですけれども、市のほうで補助金交付規則を改正しまして指令書というものはなくなってしまったので、交付決定の通知書というのを改めて要綱の中に定めたというのが大きな改正の理由でございます。これが10番から12番、共通するものです。

また、10番につきましては、社会福祉法人に関する記載がございまして、バスの借上げについて社会福祉法人はこういう手続をするというように記載がございしますが、今まで該当の事例がなかったことと、社会福祉法人にバスの補助金を出せる福祉団体バス借上料補助金交付要綱というものが別で規定されておりますので、そちらのほうでバスの補助金を出せるということで、社会教育関係団体バス借上補助金の交付要綱から削除したというのが経緯としてございます。

説明は以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項13、武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針の一部改定についてです。

それでは、説明をお願いします。教育支援課長。

○祐成教育支援課長 それでは、武蔵野市学校給食献立作成及び給食調理の指針の一部改定についてご説明いたします。

この指針は、皆さんもよくご存じだと思いますけれども、武蔵野市の学校給食の基となっているような指針です。今回の改定ですけれども、この指針を大きく変えるものではありませんが、一部文言ですとかそのようなものを変更しております。

2ページご覧ください。変更しているところに網かけというか、薄黄色という色で網かけをしています。まず、2ページのところの栄養バランスへの配慮のところですが、こちらの表、学校給食摂取基準とありますが、これは国のものを準拠しておりますので、国のものから抜粋しているよというのを、今まで記載なかったですが、これを記載しました。これを記載することによって、国のものを準拠しているんだというのがより分かりやすくなりますので、そこを記載したということと、あと、3ページをご覧ください。3ページの2番、食材選定の指針の(1)のオ、その他武蔵野市学校給食給食物資規格基準に基づき選定するということですが、これは物資規格基準と

我々はよく呼んでいるもので、正式名称が学校給食給食物資規格基準、以前は「給食」が2回入っているものが1回だけの学校給食物資規格基準だったんですけれども、これは正式名称の学校給食給食物資規格基準、もともと基準がこういう名前ですので、こういう名前に変更させていただいたというものです。

次の(2)番ですね。主な食材の選定基準というところのエのところ、これは食材選定委員会というのを開いておりますけれども、この中には調理員の記載がなかったんですけれども、実質的には調理員も一緒に入って様々な検討をしているところですので、調理員の名前を追加したものです。

そして、次が4ページですね。4ページの4、安全性の確保の(2)市独自の検査体制のところ、今までは、カの放射性物質検査まででしたけれども、今回、キの産地判別検査を入れました。これは、近隣で2年前ですか、肉の食品の偽装がありましたので、その関係を受けて、こちらも学期に一度ですけれども、主にお肉の産地を判別するものの検査を入れたということで、それで、その下に、現状はというところで、実際に今ホームページに記載しているものは放射能検査、これはずっとですけれども、放射能検査のみを記載していますということで分かりやすく記載をしております。

5番のところの(8)というのは、先ほど言った規格基準の名前を合わせたものです。

最後の5ページ目として改定履歴としては、平成22年4月1日に制定したんですけれども、これは制定が書いていなかったですので、これは我々もいつ制定したんだっけという話にも毎回なるので、必ずここは記載をして付け加えて、今回の4月1日一部改定と記載したものです。

説明以上になります。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明にご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項14、「武蔵野市社会教育員の会議 協議報告書(令和6年度～7年度)」についてです。

それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 お手元のデータがちょっと重いもので恐縮ですが、2年間の任期の社会教育委員の会議に関する報告書になります。また、協議の内容が書いてあるのでご覧いただければと思いますが、教育委員の皆さんとの懇談会につきましては、

54ページ、55ページのところに掲載をさせていただいております。6年度、7年度ともワールドカフェ方式でグループ討議ということで行わせていただいて、闊達なご意見いただきながら皆さんでこういう模造紙に意見を貼ってという形で行っていただいたことが記載されています。また見ていただければと思います。

以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。

岩崎委員。

○岩崎教育長職務代理者 今拝見しておりまして、補助金を支給した団体の活動を社会教育委員の方が視察されていることを知りました。これはとてもよいことだと思いました。かつては補助金を選定してそれで終わりだったと思いますが、視察して実態を確認する作業が入っているのは、アカウンタビリティの意味でも良いやり方だと感心しました。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。

特にありますか。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ありがとうございます。

そうですね。いつも会議の場で、委員のご都合を聞いて、可能な限り視察に行っているの、ちゃんと実態を把握できるようになったと思います。ありがとうございます。

○吉原教育長 ほかにございますか。

それでは、ただいまの報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項15、武蔵野地域自由大学称号記授与式についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 称号記授与式につきましてご説明させていただきます。

お手元資料のとおりでございますが、令和8年3月20日に自由大学の称号記の授与式を行いました。今回の出席者というのが一番下のほうに書いてありまして、授与式の出席者数ということで、市民博士で50ポイント以上取得された方をはじめ、皆さんに授与させていただきました。その後、懇談会を市長、教育長、また各学長たちを交えて授与式にいらっしゃった市民の方と行ない、いろいろなご意見交換ができたなと思っております。

以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問などございますか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項16、武蔵野市立図書館人材育成計画の改定についてです。

説明をお願いします。図書館長。

○森本図書館長 それでは、報告事項の16、図書館人材育成計画の改定についてご説明をさせていただきます。

説明につきましてはファイル2つありまして、概要と書いてあるファイルのほうを見ていただければと思います。必要に応じて冊子のほうもご参照いただければと思っております。

まず、計画改定の背景・概要になります。図書館の人材育成計画につきましては、第2期武蔵野市図書館基本計画に掲げる基本理念、ひととまちを「知」で支えるの実現と図書館の力を高めるための重点取組に対応した計画となっております。現行の人材育成計画のほう令和7年度をもって期間が満了となりましたことを踏まえまして、引き続き本市における図書館の人材育成の現状と課題を整理して計画的な育成を進めていくというところを目的にしまして計画の改定を行いました。

計画の主な論点としては、次の3点を設定しております。図書館の人的体制、市民への分かりやすい情報提供、図書館員の専門性の向上というところになります。

今申し上げました各論点に対応しました今後の展開になります。図書館の人的体制につきましては、安定的な図書館運営体制の確保のほかに、外部機関との派遣研修、司書養成プログラムへの参加について挙げております。市民への分かりやすい情報提供につきましては、図書館が持つ個別計画の整理と、具体的にはこれは令和10年度に図書館基本計画の改定のほうを予定しておりますので、そちらに関連計画のほうを統合いたしまして分かりやすい情報提供に努めてまいるというところを挙げさせていただいております。3点目、図書館員の専門性向上ですね。こちらがメインの話題となりますけれども、専門研修の実施、外部専門研修への派遣による専門性の向上のほか、本市の市政に関する知識の向上を図って、地域課題解決支援機能の強化に努めてまいるというところを書かせていただいております。

以上、本計画に沿った対応を行っていくことによりまして、図書館員の人材育成を計画的に図ってまいるというところになっております。

説明としては以上です。

- 吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。
それでは、ただいまの報告事項につきましては了承されたものといたします。
-

◎その他

- 吉原教育長 次に、その他です。その他として何かございますか。
教育企画課長。
- 月原教育企画課長 すみません。先ほどの議案第9号につきまして補足説明をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。
- 吉原教育長 お願いします。
- 月原教育企画課長 先ほど岩崎委員のほうからも第9号につきまして質問をいただきましたけれども、まず、行政手続法の改正の主な内容につきましては、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、アナログ規制の一類型である書面掲示規制に係る見直しを行い、インターネットによる公表を前提とした改正となっております。
こちらの規則改正におきましては、この行政手続法で公示送達インターネットでできるようになったことに伴って行政手続法が改正され、そこで起こった条ずれを直すものでございます。
先ほど都条例の話もご質問のほうで出てきましたけれども、都条例のほうもこの法改正の趣旨に則って条例改正されたというふうに、こちらのほうで確認はさせていただいております。この改正法の施行は令和7年12月17日に令和8年5月21日と公布されたというところでございます。
このタイミングでこの教育委員会の定例会での提出になったということは、庁内の法部門である自治法務課等の調整の中で、今回、都条例の改正を待った上でこちらで報告させていただくというような形でさせていただいておりますので、このタイミングになったというところでございます。
説明は以上となります。
- 吉原教育長 よろしいですか。
ほかにはございますか。

○月原教育企画課長　ございません。

○吉原教育長　ないですか。

◎閉会の辞

○吉原教育長　それでは、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

　　次回の教育委員会定例会は、令和8年5月13日、午後1時30分から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

　　本日はお疲れさまでした。

午後　3時29分閉会